

【協議問題】

第1 適正・迅速な管財事件の処理のために、裁判所と申立代理人との二者間、あるいは、裁判所・破産管財人・申立代理人の三者間における連携や認識共有を深める方策について

1 連携すべき事案について

申立代理人が申立て前に裁判所との間で連携をとるべき事案や破産手続開始決定前に破産管財人候補者と連携をとるべき事案として、どのような例があるか。また、どのような連携をとるのが適切か。

2 課題が認識されている事案に関する連携方法

(1) 申立代理人が当該事案の課題を適切に認識している場合において、申立代理人が裁判所や破産管財人との連携をとるうえで、現在の一般管財事件の申立ての運用について改善を検討すべき点があるか。

(2) 改善策をとった場合に、これを周知する方法として、どのような方法をとることが有用であると考えられるか。

3 申立代理人の問題事例とその対応策

(1) 破産管財人からみて、①申立て前、②申立て後、開始前、③開始後のそれぞれの時期において、問題視され得る申立代理人の行為には、どのようなものがあるか。そのような行為が生ずる要因としては、例えば、申立代理人の理解不足、誤解、説明不足、怠慢などが考えられ得るが、これら以外の要因として、どのようなものが考えられるか。

(2) 申立代理人の問題事例につき、どのような対応策を講ずることが考えられるか。

【出題趣旨】

申立代理人との連携を論じる前提として、申立代理人と裁判所・破産管財人が破産手続開始決定前に連携を要する事案とその連携方法に関する認識を共有して

おきたい（協議事項1）。

その上で、まず、課題や問題点を把握している申立代理人との間の連携を確実なものにするために、現在の実務運用、特に一般管財事件におけるそれとの関係で、連携に支障となる点があればその改善について検討するとともに、周知する方法を検討しておきたい（協議事項2）。

他方で、多くの協議員からの指摘があるように、申立代理人の問題事例は少ないが、それについての対応は必ずしも容易でないと考えられる。申立代理人の問題行動の具体的態様と考えられる要因を明らかにした上で、これに対して裁判所及び破産管財人がどのように連携して対応すべきか、協議したい（協議事項3）。

【協議問題】

第2 個別管財事件を担当し得る中堅破産管財人候補者の育成方策について

1 個別管財事件及びその管財業務のイメージ

個別管財事件の主な類型としてはどのようなものがあり、その各類型における標準的な管財業務のイメージはどのようなものか。また、そのような個別管財事件を担うにあたり、どのような管財業務の経験が必要であると考えるか。

2 一般管財事件における裁判官面談の活用

個別管財事件を担当し得る中堅破産管財人候補者の育成の視点から、一定範囲の一般管財事件につき破産管財人と裁判官の面談を積極的に活用する方法をととした場合、その実効性を上げるためには、どのような範囲の事件を対象とするのが有用か。また、このような方策をとることについてのあい路や、面談における留意点としては、どのようなことが考えられるか。

3 管財人代理の活用方法

- (1) 事件処理を通じた中堅破産管財人の育成方法の一つとして、個別管財事件や相当規模の一般管財事件において管財人代理を活用する方法が考えら

れるが、同一事務所以外の管財人代理を選任する場合、破産管財人側と管財人代理側の各事務所規模に応じて、それぞれ、どのような有用性と課題が考えられるか。

(2) 上記の課題を克服するためには、どのような工夫や方策が考えられるか。

また、そのような工夫等について、裁判所はどのように関与することができるか。

【出題趣旨】

当部の個別管財事件は、一般管財事件及び大型事件以外はすべて個別管財事件となるため、その幅は非常に広い。例えば、債権者は多数であるものの換価業務に乏しく第1回の集会で異時廃止で終局するような事件から、売掛金回収や不動産売却など換価すべき財産が相当多数に上る事件、困難な資産調査や否認権行使などが想定される事件、法律問題で最高裁まで係争する事件など、多種多彩である。また、債権者申立ての事件についても、債権者が協力的であるか否か、財団の規模など、様々である。個別管財事件は、まさに、「個別」対応の事件の総称でもある。

そこで、まず、議論の前提として、まず、多少の幅はあるとしても、上記のような類型ごとの個別管財事件の管財業務の凡そのイメージを共有し、その上で、そのような破産管財人に就任するために必要と思われる経験（マインドや姿勢も含む。）について認識を共有しておきたい（協議事項1）。

次に、個別管財事件を担当し得る中堅破産管財人候補者の育成の観点からは、一般管財事件の一定範囲の事件につき、裁判官面談を積極活用する方法を提唱する意見が少なくない。そのような面談実施の実効性を上げるためには、どのような事件を対象として想定するかなどについて、意見交換をしたい（協議事項2）。

さらに、事件処理を通じた育成については、既に様々な意見が出されているところであるが、他の事務所の管財人代理を選任する場合の有用性と課題を共有した上で、その課題を克服する工夫等について、意見交換をしたい（協議事項3）。

【協議問題】

第3 破産手続における個人情報の適切な管理について

- 1 破産管財人からの積極的な情報開示に関する資料（例えば、債権者集会における配布資料）について、個人情報保護の観点から、一定程度、記載を省略することが許される場合はあるか。むしろ、記載を省略することが相当であると考えられる場合はあるか。
- 2 閲覧謄写の対象となる破産管財人作成に係る書類（裁判所の破産記録）について、個人情報保護の観点から、一定程度、記載を省略することが許される場合はあるか。むしろ、記載を省略することが相当であると考えられる場合はあるか。
- 3 破産記録とならない資料やデータにつき、破産管財人が管理処分権を喪失した後の保管・廃棄等に関する工夫例があれば、ご紹介いただきたい。

【出題趣旨】

個人情報に記載される書類は様々であり、保護されるべき主体で分類すれば、破産者の個人情報、債権者（特に労働債権者）の個人情報、売掛先や顧客の個人情報などがあり、これらを個人情報を含む書類等の属性で分類すると、①債権者集会における配布資料など、破産管財人が作成して積極的に情報開示するもの、②破産管財人が作成し、裁判所に提出することにより、閲覧謄写の対象となるもの、③破産管財人が現に管理している資料やデータなどに分類できると思われる。

①については、例えば、債権者集会の説明の便宜のために作成された配布用の財産目録において、自然人である破産者の預貯金口座の口座番号や個人の売掛先まで記載する必要があるか、むしろ、記載しないのが相当ではないかという問題がある。また、②については、これに加え、破産債権者表や配当表などにおける労働債権者の住所や消費者被害案件における膨大な個人債権者の住所などについても問題となる。

他方で、③については、主に、破産手続終了後の保管・廃棄等の場面における

保管方法や保管期間の工夫例として論じられることが多いが、破産手続係属中でも、賃借物件の明渡しや、物件の売却・競売に伴う明渡し、リースパソコンの引揚げなどの場面でも想定されるところであり、また、財団が乏しい事案において問題となることが少なくない。

そこで、①及び②については、上記の問題意識を共有し、その対応策の検討を（協議事項1，2），③については、工夫例の経験の共有を（協議事項3），それぞれしておきたい。

【協議問題】

1 近時の倒産事件の状況について

- (1) 破産事件数の動向
- (2) 個人再生事件数の動向

(裁判所提出)

【協議問題】

2 申立代理人と破産管財人との連携について

- (1) 破産管財人の立場から見て、当部の破産マニュアル（平成28年3月版）の「第2章 申立代理人マニュアル」のうちの「第1 受任後破産申立てまでにしておくべきこと」（5頁～9頁（別添））に記載されている事項のうち、実際には実行されていないことが多い事項はどのようなものか。また申立代理人が受任後破産申立前に行った事務処理のうち、後の管財業務の遂行に支障を生じさせた事項にはどのようなものがあるか。
- (2) 申立代理人の立場から見て、上記(1)のような事態が生じる原因はなにか。
- (3) 申立代理人の立場から見て、管財事件について、受任後破産申立てまでに要する平均的期間はどの程度か。また上記に比して破産申立てが遅れる場合、その原因はなにか。
- (4) 上記(1)のような事態あるいは破産申立ての遅れを防ぐためには、裁判所、申立代理人及び破産管財人候補者の間で、どのような機会にどのような連携を図るのが有益か。

(裁判所提出)

※添付ファイル1，2

破産マニュアル抜粋

【協議問題】

3 裁判所と破産管財人との連携について

管財人打診の時点で副本を交付されるが、申立後の裁判所から申立代理人への事務連絡が含まれていないため、申立代理人の上申書を閲覧したのみでは、裁判所の問題意識が分からないことがある。

管財人打診の際には、申立書副本に加えて、申立後の裁判所から申立代理人への事務連絡も同封されたい。

(弁護士会提出)

【協議問題】

4 管財業務における諸問題

(1) 法人及びその法人の代表者の破産事件が併存している案件について

- ① 法人が代表者に、また、代表者が法人に対してそれぞれ債権を有している。
- ② 双方事件ともに、配当事案であり、双方の事件に対して債権届出がされている。
- ③ 双方事件に同一の弁護士が破産管財人に選任されている。

上記のようなケースにおいて正式な配当手続により進めると、両事件において共に配当金により新たに破産財団が構成されることとなり、配当の繰り返しとなる。

そこで、従前、配当時期直前にその時点での破産財団の状況から算出した予想配当率をもって和解金を算定し、裁判所の許可を得たうえで、和解を行い、和解金を支払い、債権届出を取り下げることにより、一度の配当で済ませ、事件の早期解決を図っていた。

しかし、最近の裁判所の方針では、同一の管財人同士の和解は認められないとされているようである。

破産事件の配当の実務や、事件の早期解決の観点から、前述のようなケース

の和解は必要であると考えるが、やはり許可はいただけないのであろうか。

(弁護士会提出)

【協議問題】

- 4(2) 破産債権の中に、消滅時効が完成している債権がある場合、管財人は消滅時効を援用し、債権届出の取下げを促すなどするのが通常であると思われるが、管財人が消滅時効の援用をしないという判断はありうるか。あるとすれば、どのような場合か。

(弁護士会提出)

【協議問題】

- 4(3) 法人の代表者の破産申立てについて管財事件として管財人を選任する場合には、可能な限り、申立人に法人も破産申立てをするよう求めて管財事件とし、同じ管財人を選任するようお願いしたい。

(理由)

法人の管財事件の費用が捻出できないとの申立人の申出により、法人の代表者についてのみ管財事件として管財人が選任された事件があった。

代表者が法人に対して債権を有している場合などは、管財人として法人の財産調査も必要になるところ、破産手続開始決定前に債務者審尋期日を開き、裁判官から代表者に対して、法人の財産調査についても管財人に協力するよう指導いただいたが、法人の管財人に選任されていないと、外部の機関に照会に応じてもらえないなど、法人の財産調査に限界を感じる場面があった。

予納金については、併存型とすることによって負担軽減が図られていると思われるので、意見の趣旨の対応をお願いしたい。

(弁護士会提出)

【協議問題】

4(4) 破産会社と団体交渉応諾義務について

ア 法人破産申立後破産手続開始決定前の使用者

- ① 法人の使用者は、法人の破産申立後破産手続開始決定前の段階において、団体交渉応諾義務を負うか。
- ② 使用者が団体交渉応諾義務を負う場合、団体交渉の対象となる事項は、通常の労使関係と比較して制限はあるか。団体交渉の対象事項は、どのようなものか。

イ 法人破産申立後保全管理期間中

① 法人の使用者

- (ア) 法人破産申立後に保全管理命令が発せられた場合、その保全管理期間中の段階（破産手続開始決定前）において、当該法人の使用者（保全管理人ではない）は、団体交渉応諾義務を負うか。
- (イ) 使用者が団体交渉応諾義務を負う場合、団体交渉の対象となる事項は、通常の労使関係と比較して制限はあるか。団体交渉の対象事項は、どのようなものか。

② 保全管理人

- (ア) 法人破産申立後に保全管理命令が発せられた場合、その保全管理期間中の段階（破産手続開始決定前）において、保全管理人は、団体交渉応諾義務を負うか。
- (イ) 保全管理人が団体交渉応諾義務を負う場合、団体交渉の対象となる事項は、どのようなものか。

ウ 法人破産手続開始決定後

① 法人の使用者

- (ア) 法人破産手続開始決定後において、当該法人の使用者（破産管財人ではない）は、団体交渉応諾義務を負うか。

(イ) 使用者が団体交渉応諾義務を負う場合、団体交渉の対象となる事項は、通常の労使関係と比較して制限はあるか。団体交渉の対象事項は、どのようなものか。

② 破産管財人

(ア) 法人破産手続開始決定後、破産管財人は、団体交渉応諾義務を負うか。

(イ) 破産管財人が団体交渉応諾義務を負う場合、団体交渉の対象となる事項は、どのようなものか。

(弁護士会提出)

【協議問題】

5 その他

(1) 破産管財人候補者の育成について

現在、弁護士会内部で、破産管財人候補者を育成するために、どのような研修等を行っておられるか。また、上記研修等について、今後の改善の余地はあるか。

(裁判所提出)

【協議問題】

5(2) 管財人の割当がどのようなになっているのか、実績も含めて明らかにして頂きたい。出来れば期別に (Ex. 新63期割当て件数など)。

管財人割当の要件があるのであれば併せて明らかにされたい。

私は新63期であるが、一度も打診を受けたことがないので質問させて頂く次第である。

他では、経験年数と研修の受講、本人の申出を要件として割り振っているところがあるようである。

(弁護士会提出)

【協議問題】

5(3) 新書式と運用の変更点についてのおさらい

(弁護士会提出)

【協議問題】

5(4) 個人再生事件における個人再生委員の事務関与に関する事項

ア 申立書の誤記等の形式的な内容について、個人再生委員がどこまでチェックするのか不明確なことが多い。個人再生委員でも誤記等を最低限確認はするが、裁判所の方でも別途記載内容を十分に確認していただきたい。

(理由)

当職は開始決定の意見書に形式的な訂正箇所を付記することが多いが、それに尽きるものではないところ（特に清算価値等に影響がない場合は敢えて指摘しない場合もある）、個人再生委員が付されている案件は裁判所による申立書等の記載内容の確認が不十分な印象を受けることがある。

裁判所としても、個人再生委員が付されていない事案と同様に、記載内容を確認する必要があるのではないか。

イ 再生計画について個人再生委員がどこまでチェックするのか不明確であり、裁判所が最終的に再生計画の内容を十分に確認していただきたい。

(理由)

以前、別除権付再生債権の不足額確定分の支払いに関する条項が再生計画案に漏れていたため、その点を裁判所にも指摘して、裁判所の方で訂正するとのことであったが、結局訂正されないまま再生計画が確定した。

弁済開始後、申立代理人から、別除権者から不足額確定を経ずに弁済を求められたとの報告があり（裁判所に連絡したが再生計画が確定しているため対応できないと言われたとのこと）、当職から不足額確定分についての意見書を出した事案があった。

ウ 上記イにも関連するが、申立時点では弁済期間として3年間で予定されていたが、家計収支等の状況から弁済期間が4年以上となることが見込まれる事案がある。

個人再生委員としては、弁済期間4年でも履行可能性はありそうだが、申立代理人が5年に伸長した再生計画案を出すのであれば、特段反対はせず、例えば4年以上の弁済期間であれば開始決定相当との意見を出すこともあるが、個人再生委員は具体的な弁済期間（4年か5年か）まで申立代理人に指示する必要がないとの理解でよい。

（弁護士会提出）

破産マニュアル

(平成28年3月版)

京都地方裁判所第5民事部

第2章 申立代理人マニュアル

第1 受任後破産申立てまでにしておくべきこと

1 申立て及び管財人の事件処理に必要な資料等の収集・確保

申立てにあたっては、資料3「申立代理人チェックリスト（法人）」あるいは、資料5「申立代理人チェックリスト（自然人）」を利用するほか、以下の点に留意する。

(1) 帳簿及びコンピュータデータの整理・確保、経理担当者の確保

決算書、売掛台帳などの経理関係の書類を早急に確保し、整理をする。これらは申立書の作成にも必要な書類である。

また、コンピュータで経理処理している場合には、そのデータのバックアップをとり、紛失や盗難（パソコンごと盗難にあった事例があるので注意を要する。）に備え、引継ぎの準備をする。

債務者が法人の場合、管財人が売掛金回収や債権認否を行う際にも経理担当者の協力を得ることが必要な場合も多いので、これらの者の協力を得られるように依頼し、管財人との打合せにも代表者とともに同行させるのが望ましい。

なお、個人事業者あるいは一人会社等では、売掛台帳などの経理関係の書類がきちんと具備されていない場合がある（特に倒産間際の時期の書類について欠落が見られる場合がある。）。こうした場合には、代表者から聴取した内容に基づいて申立書を作成し、売掛台帳などが欠落している理由、欠落した時期などの状況を説明した報告書等を添付する。

(2) 未払給料及び退職金額についての資料確保・整理

従業員は破産手続開始前に解雇する必要があるが（5参照）、未払給料、退職金及び解雇予告手当は、財団債権あるいは優先的破産債権となるし、信用失墜時の混乱を最小限にとどめ、財団散逸を防止するための共益的費用となることから、申立代理人としては、債務者の財務状況を勘案して、可能であれば、破産手続開始前にこれら労働債権の弁済を行うよう手配することに努める。

なお、労働債権のうち、破産手続開始決定前3か月分の未払給料と破産手続開始決定前3か月間に発生した解雇予告手当は財団債権となるから（第4章第8の3(1)イ(ウ)参照）、未払給料等が存する場合には、破産申立てが遅れると、それによって本来財団債権として優先的に弁済を受けられた労働債権が優先的破産債権になってしまうといった事態も生じ得る。したがって、労働債権の弁済を行うだけの財産的余裕がない事件では、できる限り早く申立てをして、開始決定が早期になされるよう努力する必要がある。費用が準備できない等の特段の障害もないのに、漫然と破産申立てを遅らせた場合には、申立代理人が労働者から損害賠償を請求されることにもなりかねないので注意を要する。

破産手続開始前に労働債権を弁済することが困難な場合、従業員には、未払給料及び未払退職金について労働者健康福祉機構の立替払制度（解雇予告手当は立替払の対象とならないことに注意）の利用をしてもらうことになる。立替払制度の利用や配当の準備にあたり、管財人に賃金台帳及び退職金規程を引き継ぐことは必須であり、これらの資料は必ず確保しておく。また、立替払制度の利用にあたっては、同制度の申請以外の本来的な管財業務の迅速化の観点から、申立代理人において、立替払の対象となる賃金の計算を終え、申請書の記載も概ね終えた上で、管財人に引き継ぐことが必要である。

なお、立替払制度を利用するための要件として、労働者が、破産申立て等が行われた日の6か月前から2年間の間に退職していることが必要である。したがって、労働者を解雇してから破産申立てまで6か月以上経過してしまうと、当該労働者は立替払制度を利用することができなくなる。かかる観点からも、申立代理人は受任後、迅速な破産申立てを行う必要がある。

(3) 申立書添付書類・疎明資料作成に必要な資料の確保

本書掲載の申立書書式の添付目録【書式135】、【書式238】や管財人引継資料目録【書式136】、【書式239】等を参考に、破産申立てに必要な資料の収集・確保にも早急に着手する必要がある。

破産法は、公租公課について、具体的納期限等によって破産債権となるか財団債権となるかを決定することとしたため（第4章第8の2(2)参照）、公租公課の納付書あるいは督促状等は、具体的納期限を確認し、財団債権と破産債権の額をできるだけ区分するために極めて重要であるから、意識的にこれらの資料を収集するように努めるべきである。こうした租税関係の資料が既に廃棄されているような場合には、代表者や経理担当者及び関与税理士等から納税に関する事情を聴取して申立書等を作成することになる。

なお、手形不渡りが目前に迫っている等、迅速性を要する場合には、とりあえず申立てに必要な添付資料のみを裁判所に提出できるように準備して早急に申立てをし、管財人に引き継ぐべき資料は申立後速やかに収集するなどの方法をとることが妥当な場合もある。

2 受任通知

債権者に対する受任通知をどの時点で行うべきかは、事案に応じて異なり、受任後速やかに受任通知を発することが相当な場合もあれば、破産申立直後に受任通知を発することが相当な場合もある（この場合、事件番号と担当係名を受任通知に記載する。）。特に密行性・迅速性が強く要請される場合には、受任通知は、破産申立直後に発送することが多いと考えられる（公租公課庁には受任通知は送付しない取扱いが多いと聞いている。）。

3 資産の確保・散逸防止

(1) 現金（予納金）

官報公告費用及び管財人への引継現金（以下「予納金等」という。）の額は、裁判所の判断事項であり（法22Ⅰ）、破産財団の状況、破産債権の額、債権者数その他の事情を考慮して裁判所が定め（規18Ⅰ）、予納金等が不足する場合は、裁判所は開始決定までの間は追納を命ずることができる（規18Ⅱ）。申立代理人が裁判所の定める金額を予納しない場合は、予納命令がされ（法22Ⅰ）、予納がなされない場合は破産申立てが棄却されることがある（法30Ⅰ①）。

当庁の管財手続費用については、資料1「管財事件の手続費用について」のとおりである。

この基準は、あくまでも目安としての最低額を定めるものである。簡易管財事件（「簡易管財事件」とは、「債権者数が200人未満で、かつ、事業用の賃貸物件がある場合には申立代理人が引渡し及び原状回復を行い、さらに、換価に6か月以上かかる見込みでないもの」をいい、予納金の額に着目した用語である。）であっても、債権者数や財団規模、予想される管財業務の内容（訴訟の必要性等）によっては、通常管財事件（「通常管財事件」とは「簡易管財事件」以外の管財事件をいう。）の最低基準額以上の現金引継を求められる場合もある。また、簡易管財で引継現金額が低廉化されているのは、預金の解約や賃借物件の明渡し等

を申立代理人がほとんど完了させていることを前提としていることから、これらの業務が完了していない場合には、最低額以上の現金引継を要することがある。したがって、申立代理人は、管財人への引継現金額として必要な額の現金を確保できるかについて申立人と十分に打合せを行う必要がある。また、破産手続開始決定は、予納金（官報公告費用）の納付が確認できた時点以降に行われ、開始決定後直ちに管財人に現金を引き継ぐことになるので、手続開始をいたずらに遅滞させることのないよう、申立代理人は、申立ての時には、少なくとも予納金等分の現金を手元に確保しておく必要がある。

なお、予納金等の確保のために預金や保険等を解約することは差し支えないが、明細を明らかにしておく必要がある。

(2) 預金

速やかに最新の通帳記入を行う。通帳内に一括記載がある場合は取引履歴を取り寄せるべきである（時間がかかるため早急に着手する。）。

法人の場合、管財人の職務をできる限り軽減するために、申立代理人は、手続開始までに、自ら口座を解約するか又は残金を引き出して残高を0にした上で、管財人に引き継ぐことが望ましい。この場合、引き出した現金は、管財人引継用の口座で保管する。ただし、売掛金回収用の口座等で、相殺のおそれのないものについては、そのまま引き継ぐべき場合もあるので注意が必要である。

(3) 登記済権利証、受取手形、株券等有価証券

これらの財産は、管財人に確実に引き継げるよう、申立代理人において責任をもって保管する。なお、受取手形や小切手の支払期日には十分に留意し、管財人引継ぎまでに期日が到来する場合は、呈示期間内に必要な支払呈示を行うことを失念しないよう注意が必要である。

(4) 自動車、建設機械等の確保

自動車は保管場所及び鍵の所在を具体的に確認し、鍵及び車検証は申立代理人が確実に管理する。建設機械についても、同様に、申立代理人が鍵及び車検証（存在する場合）を確実に管理する。自動車等が賃借駐車場等に保管されている場合、駐車場の賃借を続けることによる負担と自動車の価値（レッドブック等で確認可能である。）を比較し、自動車の価値が低くて費用倒れになるような場合は賃貸借契約を解約し、場合によっては相当な価格で売却しておくことも差し支えない。また、相当程度価値のある自動車や重機等が資材置場等のだれでも侵入できる場所に放置されていると、債権者等に持ち去られるケースが多いため、保管場所の変更を含めて対策をとる。また、所有権留保付き自動車の場合、対抗要件を備えない第三者が自動車等を引き揚げた事案で、最高裁判例（平成22.6.4民集64巻4号1107頁）が出ており、否認権行使の可能性もあるので注意を要する。よって、自動車が破産者の手元にあり、当該第三者等から引き揚げの申し出があった場合には、安易に容認することなく対抗要件の確認が必要である。

(5) リース業者からの返還要求への対応

危機時期後は、リース物件について、業者から返還要求がなされる場合が多い。この場合、権利関係が明らかであれば申立て前の段階で返還に応じることは差し支えない。ただ、その際、業者から受領書をとっておく必要がある。

(6) 事務所、営業所、倉庫等の安全確保

債権者が事務所や倉庫等に侵入し、財産を持ち出すことが時としてあるため、破産手続開始決定前の保全処分の申立ての必要性の検討を含め、これらの施設の施錠、警備等には特に留意し、申立代理人名義で、弁護士管理物件である旨の警告の張り紙をすることも検討する。

(7) 売掛先等への入金先口座変更の連絡

売掛先や債務者が賃貸している物件の賃借人からの入金を継続的に受領することは全く差し支えないし、むしろ回収を進めておくことが望ましいが（明細を明らかにして後日管財人に引き継ぐこととなる。）、従来どおりの口座に振り込まれると、債権者たる金融機関との間で相殺等の問題が生ずるため、債権者に含まれていない金融機関等に管財人引継用の別途口座を開設し、そちらに振り込むよう売掛先等に連絡する。

給与所得者の破産の場合は、同様に、給与等の振込口座も変更を要する場合がある。

(8) 申立代理人の財産散逸防止義務

下級裁判例ではあるものの、近時、申立代理人の財産散逸防止義務違反を認め、管財人による申立代理人に対する損害賠償請求を認容した判決が出ている。申立代理人の財産散逸防止義務に関する明文の規定はないものの、破産制度の趣旨に照らし、申立代理人は、債務者の財産が散逸することのないよう必要な措置を採るべき法的義務を負うとするものである。

事案としては、破産申立てを受任しながら2年間も放置し、その間、依頼会社の財産を減少、消滅させたときには、管財人に対する不法行為を構成するとした東京地裁平成21年2月13日判決や、申立ての前日に否認対象行為となる支払をしたことが不法行為を構成するとした東京地裁平成26年8月22日判決等がある。その他、正式な委任契約締結前であっても、依頼者と弁護士の関係は特殊な信頼関係に立つものであるから、委任契約締結後に弁護士としての職責を全うし、正当な職務遂行をなすため、依頼者の相談内容等に応じた善管注意義務を負うとした裁判例（東京地裁平成25年2月6日判決）もあるので、注意を要する。

4 賃借物件の処理

基本的に、事業用賃借物件の明渡しは可能な限り申立代理人がすることになる。申立代理人は何もせず管財人に引き継ぐべきとの考え方もあるが、3(1)のとおり、簡易管財で管財人への引継現金額の基準が低廉なものとされた根拠の1つに明渡し等を申立代理人が行うことがあるから、債権者対策として事業所を閉鎖し財産の保全を図らなければならないような場合や、賃借物件内に大量の商品や機械があり、その売却に債権者が多大な関心を抱いているため、管財人が売却することが相当である場合等の特殊な事案を除いて、申立代理人が明渡作業を行う必要がある。ただし、明渡費用分を上乗せした引継現金を用意するため、債務者の財産を廉価で処分してしまうという事案や、用意するのに時間がかかっているうちに否認対象行為が生じてしまうという事案、あるいは、最低の予納金で済ませようとして明渡しを急ぐあまり、物件内にあって管財人に引き継ぐべき書類等まで破壊してしまい、管財人の業務に支障を来す事案もあったので留意されたい。

なお、通常管財事件でも、上記のような問題点が存しない事案では、原則として申立代理人が明渡しを行って差し支えない。

おって、申立代理人による明渡しが困難な場合や管財人による処理が相当な事案においては、明渡しに要する費用を考慮して管財人への引継現金額が定められるので、明渡費用については、ある程度正確に見積もっておく必要がある。

賃借物件内の動産（在庫品や什器備品）については、写真を撮影して現状を特定した上、査定を行って売却するなど適切な方法で処分を行い、査定書と写真を添付した報告書を提出する。賃貸人から返戻された保証金については管財人引継現金として保管する。

5 従業員の解雇等

(1) 従業員の解雇

新たな財団債権の発生を防止するため、従業員は手続開始前に解雇することが必要であり、解雇通知を交付するなどして解雇手続を行うべきである。解雇通知については、後日、受領していない等のトラブルが発生することを防止するため、従業員から受領証を徴収しておくことが望ましい。なお、未払給料や解雇予告手当の支払ができない事案においては、解雇に伴う従業員の混乱等を防ぎ、経理関係の整理や管財人の業務について従業員の協力を得るためにも、賃確法に基づく立替払の制度についての説明を行うことが有用である。

(2) その他の関連手続

従業員の解雇に伴い、離職票（雇用保険の受給等に必要）の交付や労働債権の額の明示（従業員が優先債権の届出や労働者健康福祉機構の立替払制度を利用するためには、解雇予告手当、未払給料及び退職金の額が判明している必要があるが、その計算を従業員において行うことは困難である。）を求められることになるが、これらの事務は、本来管財人が行うべき換価業務とは性質を異にするため、明渡業務と同様、申立代理人が代表者や申立人担当者に指示した上、開始決定までに確実に手続あるいはその準備を進めておくことが望ましい。

従業員の市町村民税等を源泉徴収（特別徴収）から普通徴収に切り替えてもらうための、課税自治体への給与所得者異動届出書の提出、給与所得の源泉徴収票の作成及び提出・交付（所轄税務署、住民税の特別徴収自治体及び従業員本人）、社会保険資格喪失届の作成及び提出（ハローワーク）等についても同様である。

6 印鑑等の保管

実印、銀行印等、取引に使用する印鑑はすべて本人から受け取り、管財人に引き継ぐことができるようにしておく。

申立人が不動産を所有している場合は、登記済権利証を申立代理人が保管し、確実に管財人に引き継ぐことも重要である。

第2 事前相談

手形不渡りや資金ショートが間近に迫っている場合、一部上場企業や著名な会社など社会的耳目を集める企業が開始決定をした場合で、信用失墜による取り付け騒ぎや債権者からの様々な問い合わせに対応する準備等説明責任を求められる場合、さらに、債権者申立ての場合は、できるだけ速やかに、遅くとも申立て予定日の2週間前には裁判所に事前相談を行うことが望ましい。

また、秘匿情報の取扱いについても、必ず事前に相談していただきたい。さらにマイナンバーの記載された書面は裁判所に提出することのないよう御留意いただきたい。

1 事前相談の前に提出すべき書面

事前相談の前に提出すべき書類は、事前相談メモ①【書式301】及び事前相談②メモ【書式302】である。

なお、これらは、知りうる範囲で記載すれば差し支えないが、できるだけ正確に記載されたい。

2 説明責任を求められる場合等

平成28年度管財人等協議会協議問題

神戸地方裁判所

【協議問題】

1 破産法に定められた各制度の利用状況について

次の各制度は、どのように利用されているか。また、利用件数、利用される典型例及び利用後の経過（例えば、否認の請求後に決定や決定に対する異議の訴えに至ったか等）についても情報開示をお願いしたい。

否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務的上参考となる紛争類型に関するものや有用な争点に対する判断がなされた判決又は決定及び和解等により判決又は決定に至らない案件も含めて、事案及び相談等の概要を御紹介いただきたい。

- (1) 否認権を行使する訴え及び否認請求
- (2) 担保権消滅制度
- (3) 査定申立て
- (4) 役員責任査定

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

上記各制度がどのように利用されているのか、利用状況に変化があるのか並びに否認権を行使する訴え及び否認請求については、実務的上、有用な争点に対して判断が示されている場合、それを共有することが有益であると考え提出した。

【協議問題】

2 同時廃止事件と管財事件の振り分け基準について

現在の本庁・各支部における同時廃止事件と管財事件の振り分け基準について改めて確認したい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

平成25年度の管財人等協議会では、本庁では①「自然人（事業者を含む。）」で、②「自己破産事件（債権者申立てでない。）」であること、③「判明している財産の実質的価値の総額が100万円を超えず（否認権行使による増加見込みを含む。按分弁済の対象とならない現金99万円を除く。）」、④「破産管財人を選任しても他の財産が発見される見込みがほとんどないこと」と説明されていた。預金・自動車等各ジャンルの財産のうち一つでも20万円を超えるものがある場合の取扱い等、再度本庁・各支部それぞれについて、同時廃止事件と管財事件の振り分け基準を確認したい。

【協議問題】

3 破産手続開始決定前の事業譲渡や破産者等による事業継続について

倒産時期前後に破産者の事業が他の法人等に事業譲渡がされている場合や、個人事業主の事業が親族や破産者本人によって事業継続されている事案について、管財人として対応が必要となることがある。

その場合にはどのような観点から検討し、具体的にどのような対応をする必要があるか、裁判所や管財人経験者の御意見を伺いたい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

他の法人等に事業譲渡がされている場合や親族や第三者によって事業が継続されている場合は、当該事業譲渡や事業継続が否認対象行為に該当するおそれもあり、事実上事業が継続されている場合については、偏頗弁済行為や自由財産の扱いなど様々な問題が生じる可能性もある。その点について、裁判所や管財人経験者から基本的な考え方や、実際の経験談を伺い、適正な管財業務遂行の参考としたい。

【協議問題】

4 優先的破産債権の一部を按分弁済する方法について

優先的破産債権の一部まで按分弁済を行って終了する場合、和解許可の方法によることも多いと思われるが、その際に、各債権者との間でどのように合意を行っているか（具体的には和解の許可申請の前までに、各債権者との間で弁済額についての事実上の合意を行っているか否か）について、実際に処理された方の工夫、難しかった点等をお聞かせいただきたい。

また、神戸地裁管内での「和解許可による弁済」の許可申請数や割合等についてもお聞かせいただきたい。

（弁護士会提出）

【協議問題】

5 換価困難な不動産の換価方法等について

地方の山林や田畑・山間部の宅地や、未分割の相続財産・共有持分など換価困難な不動産の換価方法について、裁判所や管財人経験者から処理方法の工夫事例などを伺いたい。

（弁護士会提出）

【出題趣旨】

地方の山林や田畑・山間部の宅地などは、たとえ無担保の資産であったとしても換価が困難な場合も多く、業者等や近隣住民、親族等に売却を打診しても換価できないことがままある。未分割の相続財産や共有持分であれば、なおさら換価が難しく、結局財団から放棄を余儀なくされるか、一定金額を破産者等から財団に組み入れてもらい、財団から放棄するなどの方法を探ることが多いが、裁判所や管財人経験者から、処理方法の工夫事例などを伺うことが、今後の管財業務の迅速化に資すると考えるため。

【協議問題】

6 免責意見について

近時、管財人として免責不許可相当の意見を提出した事例又は不許可意見とすべきかどうか悩まれた事例などがあれば御教示いただきたい。

(裁判所第3民事部提出)

【出題趣旨】

裁判所として免責不許可を検討せざるを得ない事例は一定数存在するところ、管財人が免責意見を書かれる際にどのような点に着目しているのか、あるいは最終的に裁量免責とするために工夫した例などを教えていただきたく、出題した。

【協議問題】

7 個人情報の適切な管理の観点から、個人情報（マイナンバー、秘匿情報を含む。）の取扱いの実情と工夫例があれば御紹介いただきたい。また、管財事件終了後の個人情報を含む手続関係資料の適切な保存、廃棄の在り方について御意見をいただきたい。

(裁判所第3民事部提出)

【出題趣旨】

個人情報の適切な管理は裁判所内外を問わず大きな社会的問題となっており、破産事件を処理する上で、個人情報の適切な管理が重要な問題になってきている。個人情報の流出は、当事者の身体・財産に対して危機を及ぼすとともに、裁判所や破産管財人の信用や責任にも関わる重大な問題を生じさせることになる。

そこで、個人情報の管理の実際と適切な管理のための工夫例を御紹介いただき意見交換することが有用であると考え出題した。

【協議問題】

8 当支部では若手管財人に対する個別の事件処理を通じた育成のために管財人〇

J Tを実施しており、その実効性を確保するために適切な事件を割り当てる必要があるが、どのような事件を管財人O J Tの対象とするのが適切か御教示願いたい。

(裁判所尼崎支部提出)

【出題趣旨】

当支部においては平成27年4月から管財人O J Tを開始し、未だ1件目の破産管財事件の配てんを受けられていない若手弁護士（トレーニー）に、管財実務経験の豊かな弁護士（トレーナー）とペアを組んで管財事件の処理をしてもらうこととしている。管財人O J Tの対象とする事件については、一定の換価業務（売掛金の回収、不動産の売却等）があり、異時廃止で終了できる事件を中心に選定しているが、なかなか適当な事件がないのが現状である。そこで、管財人O J Tの対象としてどのような事件が適切かについて、各庁の実情や意見を伺いたい。

平成28年度奈良地方裁判所管財人等協議会協議問題

【協議問題】

1 事例紹介

- (1) 個人事業者の破産手続で同時廃止事件として処理されたものの有無，事案の内容等
- (2) 総額99万円の枠を超えて自由財産の範囲拡張が認められた事案の有無，事案の内容，自由財産とされた財産の内容・価額，拡張が認められた理由等
- (3) 免責が許可されなかった事案の有無，内容，不許可理由等
- (4) 担保権消滅請求，否認請求・否認の訴え，破産管財人が遺産分割調停・審判に参加した事案の有無，事案の内容

(弁護士会提出)

【協議問題】

2 破産手続の各場面における個人情報の適切な管理について

破産手続において，下記の場面において，個人情報の取扱いにあたってどのような配慮を行うべきか。

- (1) 債務者の住所の秘匿が必要となる場合として，どのような場面があるか。その場合，裁判所，破産管財人及び申立代理人がどのような手続を用いるべきか。
- (2) 破産手続に関係する者のマイナンバーの取扱いに関して，取扱いが不適切と思われる事例が実際にあったか。また，マイナンバーの取扱いに際して，いかなる点に留意していくべきか。
- (3) 個人情報を含む手続関係資料について，事件終了後に破産管財人がどのように保存し，どの時期にどのように廃棄すべきか。
- (4) 破産者が事業を営んでいた場合に，労働者に関する情報が記載された書類，

会計帳簿その他これらの関係書類について、破産管財人としてどのように管理・処分すべきか。

(5) その他の場面

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

個人情報に対する意識が最近高まっていることから協議したい。

【協議問題】

3 破産事件の適正・迅速な処理に向けての裁判所、破産管財人（監督委員）及び申立代理人の連携について

破産管財事件及び再生事件について、裁判所、破産管財人（監督委員）及び申立代理人の三者間の連携が重要であるところ、それぞれの立場から、連携がうまくできたと思われる事例、あるいは、連携がうまくできなかったと思われる事例について意見交換をさせていただきたい（特に下記の場合についてどのような連携がありうるかを意見交換したいと考えるが、必ずしもこれに限らない。）。

(1) 破産手続開始決定の前後から直ちに破産管財人（候補者）として業務を開始する必要がある事案における連携のあり方。

(2) 自然人である破産者が宿泊を伴う国内出張・海外出張又は入院をする際に適切に破産法 37 条の許可を取得するための連携。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

破産事件の進行を開始するに当たっては、申立代理人と管財人と裁判所の連携が必要不可欠と考えたことから、協議を行いたい。

【協議問題】

4 転送郵便物の郵送費用について

破産者宛の郵便物等が破産管財人に配達された場合、破産管財人は、開封後の郵便物等を、定期的に破産者に郵送する場合が多い。この郵送費用を破産財団から支出することが相当かどうかについて協議したい。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

破産者宛の郵便物の破産者への郵送費用については、破産者のための費用であると考えて、破産者の事由財産から負担を求める見解と、調査費用の一環であると考えて、破産財団の管理、換価に関する費用（破産法148条1項2号）として破産財団から支出する見解がありうると思われる。現状では、破産管財人によって取扱いが分かれており、運用を統一することが公平であると思われる。

【協議問題】

- 5 開始決定後の管財業務を見据えた申立段階における準備の在り方等について

適正・迅速な破産手続を進めるためには、開始決定後の管財業務を見据えた申立段階における準備が重要であるところ、申立代理人の準備が不十分等であった結果、開始決定後の管財業務が円滑に進行しなかった事案はあるか。その点について協議したい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

第3問と同じテーマではあるが、出題趣旨としては、違う観点から出題した。申立段階における準備については、申立代理人の準備により管財業務がスムーズに進行することもあれば、一方で、準備が不十分なため管財人において苦勞されている例もあると思われる。この申立段階の準備の在り方という観点から申立人代理人、破産管財人、裁判所の三者間の連携について検討したい。

【協議問題】

6 中堅破産管財人候補者の育成について

大型事件，複雑・困難事件に対応することのできる中堅破産管財人候補者の育成の方策について協議したい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

破産事件を適正・迅速に処理するためには，継続的かつ安定的に，質の高い破産管財人候補者の給源を確保し，複雑困難な事件を含むあらゆる事件に対応できる態勢を整えておくことが不可欠であるが，近年管財事件の新受件数が減少傾向にあり，事件処理を通じた破産管財人候補者の育成には困難な面も少なくない。そのため，大型事件，複雑・困難な事件にも対応することのできる破産管財人候補者を育成するために，弁護士会及び裁判所が取り得る有効な方策について協議したい。

以 上

【協議問題】

- 1 事業者（法人）の破産申立てにおいては、資産散逸等の防止をはじめ様々な混乱回避の観点から、依頼者からの相談で破産やむなしとの結論が出た後、申立てまで、更には開始決定までの各期間は短い方が理想と考えられる。

しかしながら、場合によっては、準備に時間をかけすぎたり、申立時の資料に不備があったりする等の事情により、開始決定までに相当の時間が経過している例もあると思われる。

裁判所から見て、事前準備の丁寧さとスピーディーな申立てのバランスについてはどうに考えているのか。

（弁護士会提出）

【協議問題】

- 2 資料不足や申立代理人による事前処理が不十分であるといった理由から、管財業務の初動に支障が生じたことはないか。

また、上記の事案で開始決定をするにあたり、裁判所が申立代理人に対し、資料追完を求める最低限必要な事項としてどのような事項が考えられるか。

（裁判所提出）

【出題趣旨】

管財事件の申立てがされた場合は、速やかに開始決定へ向けた処理をしている。とりわけ、労働債権等が存する場合は、可能な限り早期に開始決定をする必要があると考えている。

他方、資料不足や代理人による事前処理が不十分であると、管財人業務の初動に支障が生じるばかりか、想定外の事務によって引継予納金不足等のため管財業務が困難になるという事態も生じうるのではないかと考えている。

そこで、両者のバランスを図るため、開始決定前に裁判所から代理人に対して資料の追完等を指示する場面と、開始決定後に破産管財人に委ねる場面とをある

程度切り分けることができないかと考え、出題した。

【協議問題】

- 3 事業者（法人）の破産申立てにおいて、破産者の資産散逸等の混乱を回避するため、破産に向けての準備を水面下で行い、裁判所と事前調整のうえ、管財人候補者の選任をすすめた上で、申立日に即日開始決定を出す、いわゆる密行型の申立てが行われることがある。

大津地裁においては、このような方式の申立ては、どの程度の実績があるのか。もし、この方式で申立てを行うのであればどのような点に注意してほしいと裁判所は考えているのか。

（弁護士会提出）

【協議問題】

- 4 破産予定者が賃借している物件がある場合、①申立前に明渡しを完了させるか、②明渡未了の場合、明渡費用（原状回復費用）相当額を予納するかが必要となる。

①の方針をとる際に、什器備品を現状のままにしておく（いわゆる「居抜き物件」）ように大家から言われた場合や、居抜きを希望する新たな入居希望者が現れた場合、居抜き物件として退去し、什器備品を大家または入居希望者に無償譲渡することは、破産手続上問題はないか。特に、一部什器備品に資産価値があるものの、全体の明渡費用がそれ以上にかかるような場合に問題となる。

（弁護士会提出）

【協議問題】

- 5 管財人候補者が行う利害関係の調査の方法及び範囲（同じ事務所所属の弁護士の顧問先についても調査しているのかなど）についてお伺いしたい。

（裁判所提出）

【協議問題】

6 法人（課税事業者）の消費税について、税務申告が必要である点に争いはない。

しかしながら、実際には、還付も受けられず税務申告をしても財団の増殖に資することのない場合や消費税の課税売上げのない場合等には、税務申告を行っていないと思われる。

また、いざ税務申告をしようとする、消費税以外についても税務申告を求められたり、解散事業年度より前の税務申告未了分についても税務申告を求められたりし、対応が難しい場合もある。

そこで、税務申告をするかどうかの判断基準、税務申告をした（または、しようとした）際に生じた問題点及びその解決策等について、各管財人の経験をお尋ねしたい。昨年度の協議会でも議題に上がったものであるが、最近、消費税を申告しなければいけないケースが増えてきている実感があり、再度、提案させていただいた次第である。

（弁護士会提出）

【協議問題】

7 免責観察型の管財事件において、次の点をお伺いしたい。

- (1) 免責観察型の管財事件において、管財人は、債務者の生活、家計状態の把握や債務者に対する指導などを主に行っていると思われるが、具体的にどのような事務を行っているか。
- (2) 免責観察に長期間を要した事例
- (3) 免責観察に苦慮した事例

（裁判所提出）

【出題趣旨】

通常の管財事件の場合、その業務内容は、基本的には換価や債権調査であり、比較的明確である。しかし、免責観察型事件の管財業務は、主として裁量免責事情としての経済的更生へ向けた努力を評価、観察し、その結果について報告するとい

うもので、その内容は必ずしも明確ではない。そこで、具体的にどのような業務が行われているのか、その実情をお伺いしたい。

また、事件進行の参考にするため、免責観察に長期間を要する事例（第一回の集会において意見を述べられないような事案）、苦慮した事例があれば、お伺いしたい。

（裁判所提出）

【協議問題】

8 昨今、金融機関を中心とした私的整理案件が増加傾向にあると聞いている。私的整理手続において、事業再生に取り組みながらも、法的処理も選択肢にしているケースも当然にあると思われる。金融機関による弁済猶予等の私的整理が先行している企業の管財業務において、注意すべき点はあるか。

一般に、事業者が私的整理を行う場合には、金融機関については一時停止ないし弁済猶予等の支援を受けて、全部または一部の支払を停止しながら、事業を継続するために、商取引先に対する支払は行われているはずである。一方、法的整理に移行した場合に、これら商取引先に対する支払が一般に否認対象となれば、金融機関主導のもとで広がっている私的整理が円滑に行われなくなるのではとの懸念もあるようである。

現在までに、私的整理から法的整理に移行した案件で、具体的に何か問題になったケースはあるか。

（弁護士会提出）

【協議問題】

9 マイナンバーの取扱いについては、平成27年12月25日付けで滋賀弁護士会を通じて周知しているが、引き続きマイナンバーが記載された書類を裁判所に提出することがないようご留意いただきたい（マイナンバー自体が立証の対象となる場合を除く。）。

（裁判所提出）

(別紙)

和歌山地方裁判所

【協議問題】

- 1 破産申立てに当たり、申立代理人は、どのような方法で債務者の財産を把握した上、申立書を作成されているのかお伺いしたい。(裁判所提出)

【出題趣旨】

破産管財人が開始決定当初から速やかに破産者の財産状況を把握し、換価作業に入るためには、申立書類を正確で充実したものとする必要があるが、破産管財人が調査した結果、財産目録に記載されていない財産が発見されたり、逆に換価を予定していた財産が存在しなかったことが判明した事例が多い。申立代理人による財産の把握方法としては、証拠書類の精査、書類の存否の確認、債務者（代表者又は会計担当者）からの聴取り及び現地（本店所在地、営業所、倉庫、資材置き場等）の確認などが考えられるが、正確かつ迅速な申立てのために、どの程度把握することが求められるべきか、申立代理人又は破産管財人の立場からお伺いしたい。また、財産の把握の工夫例があれば御紹介いただきたく出題した。

【協議問題】

- 2 管財事件について、破産者に明渡未了の事業用物件がある場合の予納金の額について、確認したい。(弁護士会提出)

【出題趣旨】

現在、和歌山地方裁判所では、管財事件を簡易管財と通常管財に分け、前者については予納金20万5000円～、後者については予納金50万円～となっている。

破産者に明渡未了の事業用物件がある場合は、原則として通常管財になると思われるが、その場合、明渡費用の程度や明渡未了物件の件数に応じて予納金の上乗せを要求されることがあるようである。しかし、事業用物件が明渡未了であることは珍しいことではなく、また、破産者が明渡費用（見積額）を用意できない

こともままある。

以上を前提に、明渡未了物件がある場合の予納金を明確にし、明渡費用の調達
が破産申立てに当たって可能な限り障害とならないようにすることには意義があ
ると考え出題した。

なお、大阪地方裁判所では、明渡未了の事業用物件の件数に応じた予納金額の
明示が行われている（添付資料1）。

【協議問題】

- 3 現在和歌山地裁で行われているOJT案件の件数、内容はどのようなものか
御教示願いたい。また、和歌山地裁及び当会の規模で持続可能なOJT制度に
ついて協議したい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

管財人の給源を確保するため、現在和歌山地裁で試行的にOJTが行われてい
るところであるが、今後、継続的に運用していくために、どのような運用が望ま
しいか、これまでの案件を踏まえて検討する必要がある。

具体的にどのような運用で管財人代理を選任するのが公平かつ管財人候補者に
とっても負担の少ないものとなるか、検討すべく出題した次第である。

【協議問題】

- 4 最近の否認の請求があるか。あれば、その件数について。また、傾向とし
て、否認が問題になった場合に、どのようなことが問題になることが多いか。
さらに、支払不能の判断との関係で問題となった事例などがあれば、その解
決方法や解決結果などを御紹介頂きたい。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

否認の請求の実情を知ることで、否認が問題になる場合での否認の請求の位置
付けを把握したい。

また、支払停止になる以前に多額の支出行為などがある場合などでは、支払不
能の時期を具体的に検討する必要に迫られることもある。そのような場合の解決

の事例を知りたい。

【協議問題】

- 5 財団の規模が乏しいにもかかわらず、訴訟提起が必要となった時に、訴訟上の救助の申立てを行うことを検討する際、破産裁判所は、「無資力証明書」（注1）（添付資料2）を発行することがあり得るのかを教えてください。（弁護士会提出）

【出題趣旨】

当該債権の額、発生経緯、性質、回収後の配当の見込みの程度、債務者の態度などに鑑み、債権回収を図らないと破産債権者の納得が得られないような場合には、当該財団の多寡にかかわらず、訴訟提起や強制執行などの法的手続をとる必要性があると思われる（注2）。

もっとも財団が乏しい場合には、訴訟提起に伴う印紙代や郵券などの訴訟費用が高額に上り、管財人報酬が十分に確保できないような事態もあり得るところである。

そもそも、破産財団から管財人報酬見込額を控除した場合に十分な訴訟費用を工面できないような場合には、訴訟上の救助に関する資力要件を充たすと解すべきである。

そして、資力要件に関する疎明資料としては、公的機関の証明書など、作成の真否に争いの余地の少ない資料が利用されることも多いため、破産裁判所から「無資力証明書」が発行されるのであれば、資力要件の疎明の負担が軽減されるところである。東京地裁においても、このような場合に「無資力証明書」が発行されているようである。

貴庁においても、かかる証明書が発行されるのであれば、財団の規模が乏しい事案においても、必要な訴訟提起に躊躇するという事態を避けられる可能性があり、管財人の業務をスムーズに遂行する上で有益であるため、出題した。

（注1）「破産管財の手引き」（東京地裁破産実務研究会）（一般社団法人金融財

政事情研究会) p 2 1 0, p 4 3 8 参照

(注2) 配当可能財産の見込みの乏しい少額管財の事案で、破産申立前に、正当な理由のない、多額の財産流出行為があり、これが回収できた場合には破産債権者に配当が見込めるようなケースを想定している。

また、事業者破産者による暴力団組員に対する債権について、回収を諦め、財団から放棄をしてしまうことは、暴力団排除条例が規制する利益供与禁止規制の理念から、破産管財人が善管注意義務違反を問われる可能性があり得る。

【協議問題】

- 6 申立代理人及び破産管財人は、破産事件に関する保有する個人情報をもどのように管理し、情報の漏えいを防止するためにどのような対策を執っているか。また、事件終了後はどの程度の管理が求められるべきか（紙データ及び電子データそれぞれについて）。また、いわゆるマイナンバーの取扱いについて注意している点があれば、併せてお伺いしたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

官庁、企業及び個人を問わず、個人情報の管理については国民の個人情報に対する権利意識の高まりもあって社会問題化しているところであり、破産事件の処理においても申立代理人、破産管財人及び裁判所がそれぞれ適切な管理を行うことが必須とされているところである。そこで、申立代理人及び破産管財人の立場で、個人情報をどのように管理されているのかお伺いしたい。特に昨今、電子データが不特定多数に流出した場合、被害を回復することが困難となっており、流出した関係者の身体及び財産に危機が及ぶだけでなく、裁判所や破産管財人の信用を失いかねない事態となることから、紙媒体に限らず、パソコン等に保存している電子データの管理や、事件終了後の取扱いについて、ルールを作られたり、意識されている点があれば御紹介いただきたく出題した。

さらに、昨年いわゆるマイナンバー法が施行され、今後もマイナンバーに接す

る機会が増えることが予想されるが、官公庁ではマイナンバーの取扱者を厳しく限定するなどの措置が執られている。申立代理人や破産管財人が取り扱う文書にも、今後マイナンバーが記載されたものが増えることとなるため、取扱上留意されている点があれば御紹介いただきたく出題した。

書籍の名称：はい 6 民ですお答えします

(大阪弁護士協同組合)

ページ数 : 8 5 頁から 8 7 頁

東京地方裁判所民事第 20 部管財 係 御中

平成 年（フ）第 号

破 産 者 ○ ○ ○ ○

無 資 力 証 明 申 請 書

上記の者に対する破産事件について、現在、破産財団が金 万円のみ（なお、破産裁判所に納付された予納金は、官報公告費用相当額しかない。）で、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がないことの証明をされたく申請する。

平成 年 月 日

破産管財人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

上記証明する。

前同日同庁

裁判所書記官